

○農林水産省令第25号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年五月十五日

農林水産大臣 渡辺美智雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第73号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「別表二の三の項」を「別表二の四の項及び五の項」に、「北緯二十八度四十分」を「北緯二十七度三十分」に改める。

第三十五条の四第一項中「別表二の一の項」を「別表二の三の項」に改める。

別表二を次のように改める。

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。久米島を除く。）	トマト及びパパイヤの生果実	ウリミバエ ミカンコミバエ
二 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	うんしゅうみかん、けらじみかん、ボンカン、タンカン、すもも、ばんじろう及びくだものときいそうの生果実	ミカンコミバエ
三 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。久米島を除く。）	とうが、すいか、かぼちや、ネグトメロン及びいんげんまめの生果実	ウリミバエ
四 北緯二十八度四十分以南、北緯二十七度三十分以北の南西諸島	トマト及びパパイヤの生果実	ウリミバエ
五 久米島、小笠原諸島	トマト及びパパイヤの生果実	ミカンコミバエ

別表四の一の項を次のように改める。

一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	かんきつ類（うんしゅうみかん、けらじみかん、ボンカン及びタンカンを除く。）、わんびび、もも、さくら、いちじく、がじゅま、りゅうがん、れいし、ごれんし、きばんざくろ、アボカド、ランブータン、くろつば、びんろうじゅ、サントール、てりはぼくも、もたまな、かき属植物、なす属植物、ほんの木属植物、マンゴウ属植物、なつめ属植物、とけいそう属植物（くだものときいそうを除く。）、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物及びとうがらし属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	ミカンコミバエ
---------------------------------------	--	---------

別表四中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のよう

二 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	さつまいも属植物、あさがお属植物及びびるがお属植物の生果実及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
---------------------------------------	---	--------

別表五中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、同表の一の項の有害動物の欄中「ミカンコミバエ」を削り、同項を同表の二の項とし、同表の二の項の前に次のように加える。

一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島

附則

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。